

小樽市立地適正化計画策定委員会（第2回） レジюме

日 時 令和3年11月26日 午前10時00分～

会 場 小樽市いなきたコミュニティセンター5階集会室





— 目 次 —

議題 1 計画の概要等（p 1 ～）

- （１） 計画の概要について
- （２） 他都市事例について
- （３） 小樽市のまちづくりに関する市民アンケート調査について
- （４） 検討の進め方の変更について

議題 2 計画区域及び計画期間（p 1 3 ～）

議題 3 関連する計画や他部局の関係施策等（p 1 7 ～）

**議題 4 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題
（p 1 9 ～）**





議題 1 計画の概要等

(1) 計画の概要について

●計画に記載する事項

【都市再生特別措置法第8 1条第2項】

立地適正化計画には、その区域を記載①するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針②

二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）③及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策④に関する事項

三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）⑤及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）⑥並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策⑦に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等⑧に関する事項

イ 誘導施設の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業

ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業

五 居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）⑨に関する事項

六 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項⑩

七 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

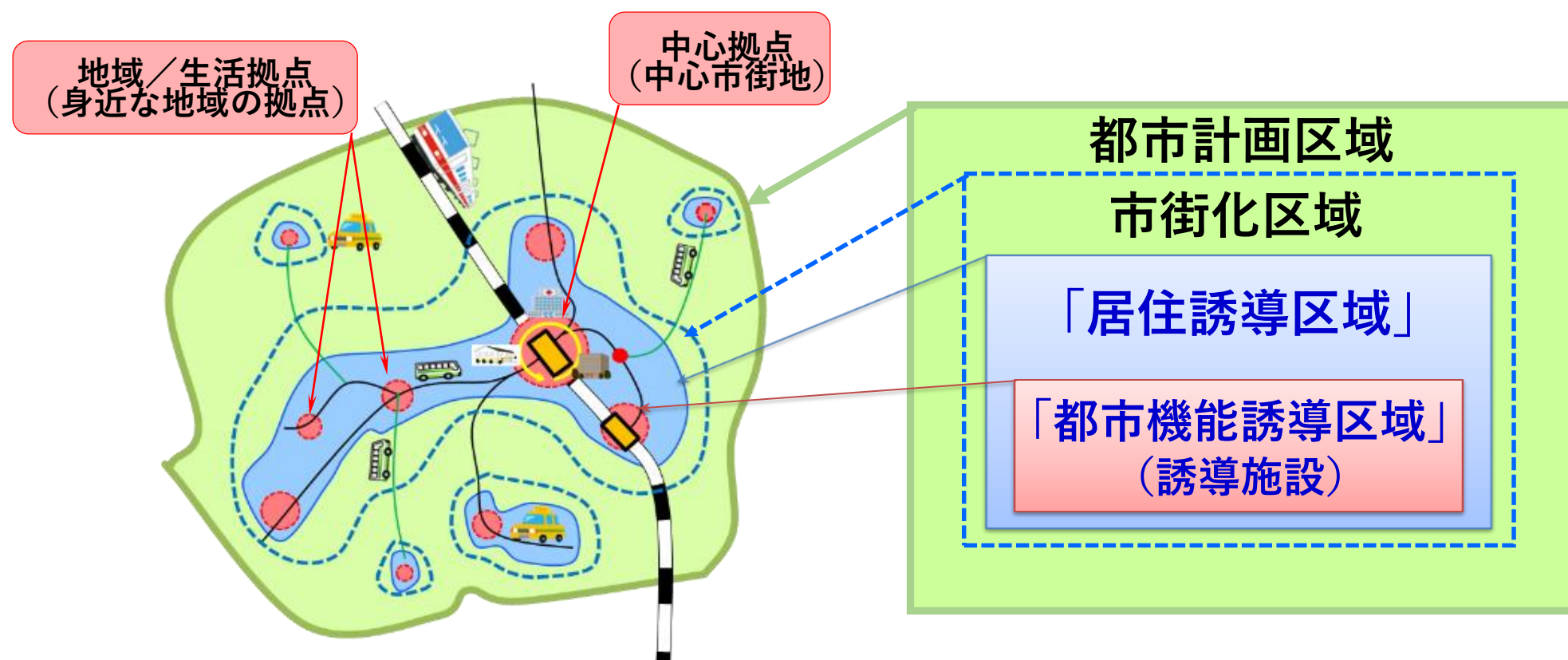
- ➡① 計画の区域
- ➡② 基本的な方針
- ➡③ 居住誘導区域
- ④ 誘導施策
- ➡⑤ 都市機能誘導区域
- ⑥ 誘導施設
- ⑦ 誘導施策
- ➡⑧ 誘導施設の立地を図るための事業等がある場合、必要に応じて誘導施策の一部として記載
- ➡⑨ 防災指針
- ➡⑩ 定量的な目標
評価方法等

(1) 計画の概要について

計画に記載する事項

都市再生特別措置法第81条第2項

- ・ 立地適正化計画の区域
- ・ 立地適正化に関する基本的な方針
- ・ 居住誘導区域・誘導施策
- ・ 都市機能誘導区域・誘導施設・誘導施策
- ・ 防災指針
- ・ 定量的な目標・評価方法



「立地適正化計画」のイメージ図（出典：国土交通省ホームページ、立地適正化計画の手引き）



(1) 計画の概要について

参考資料：都市計画運用指針（国交省R2.9第11版）
国土交通省資料

●計画期間の考え方

- ・居住の誘導は短時間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべき。
- ・一つの将来像として、おおむね20年後の姿を展望することが考えられるが、あわせてその先の将来を考慮することが必要

●計画に記載する主な事項（必須事項）

(1) 立地適正化計画の区域

- ・都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を区域とすることを基本とする。
- ・一つの市町村内に複数の都市計画区域がある場合には、全ての都市計画区域を対象として計画を策定することが基本





(1) 計画の概要について

参考資料：都市計画運用指針（国交省R2.9第11版）
国土交通省資料

(2) 立地適正化に関する基本的な方針

- ・都市の現状の把握・分析を行い課題を整理
- ・中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定
- ・その実現のための主要課題を整理し、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性を記載





(1) 計画の概要について

参考資料：都市計画運用指針（国交省R2.9第11版）
国土交通省資料

(3) 居住誘導区域

- ・ 人口減少下にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
- ・ 居住誘導区域を定めることが考えられる区域
 - ➡ 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
 - ➡ 各拠点に立地する都市機能の利用圏として一体である区域
 - ➡ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域 など
- ・ 居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、区域外において一定規模以上の開発行為等を行う場合、届出が義務付け。





(1) 計画の概要について

参考資料：都市計画運用指針（国交省R2.9第11版）
国土交通省資料

(4) 都市機能誘導区域

- ・ 医療・福祉・商業等の都市機能を中心拠点等に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
- ・ エリア内の具体的な場所は問わずに生活サービス施設の誘導を図るもので、地域の実情や市街地の成り立ちに応じて必要な数を定める。
- ・ 区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、それらの間が徒歩等で容易に移動できる範囲
- ・ 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域
 - ➡ 駅に近い業務、商業などが集積する地域などの都市機能が一定程度充実している区域
 - ➡ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
 - ➡ 合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点として役割を担ってきた生活拠点等の区域 など



(1) 計画の概要について

参考資料：都市計画運用指針（国交省R2.9第11版）
国土交通省資料

(5) 誘導施設

- ・ 都市機能誘導区域内において定められるもので、同区域内や都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定める。
- ・ 居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から以下の施設が想定される。
 - ➡ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、地域包括支援センターその他高齢化の中で必要性の高まる施設
 - ➡ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - ➡ 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設、市役所支所等の行政施設 など
- ・ 都市機能誘導区域外における「誘導施設」の動きを把握するため、区域外において、計画に記載された「誘導施設」の建築目的の開発行為等を行う場合、届出が義務付け。



(2) 他都市事例について

「資料 1 - 1」 参照





(3) 小樽市のまちづくりに関する市民アンケート調査について

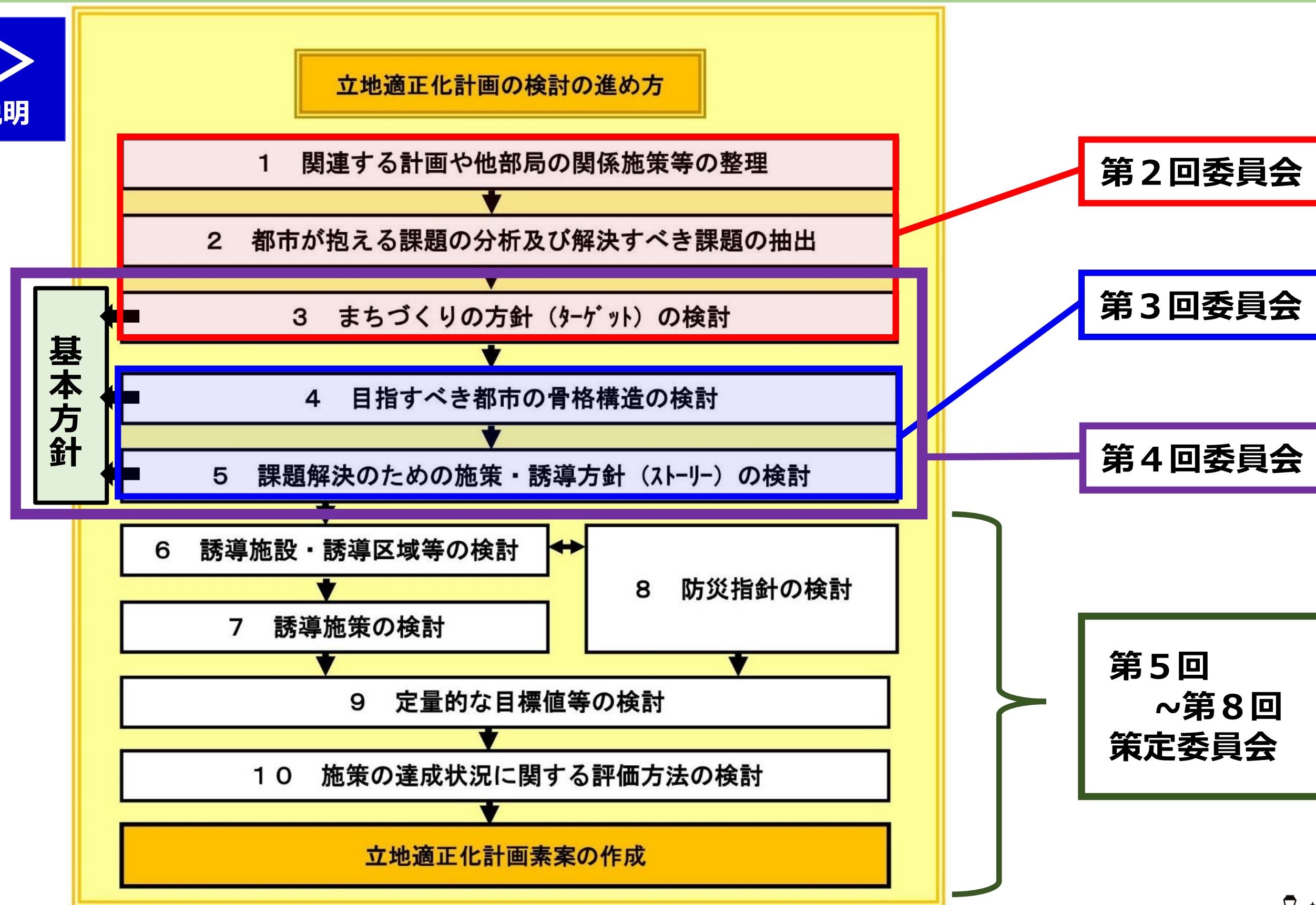
「資料 1 - 2」 参照



(4) 検討の進め方の変更について

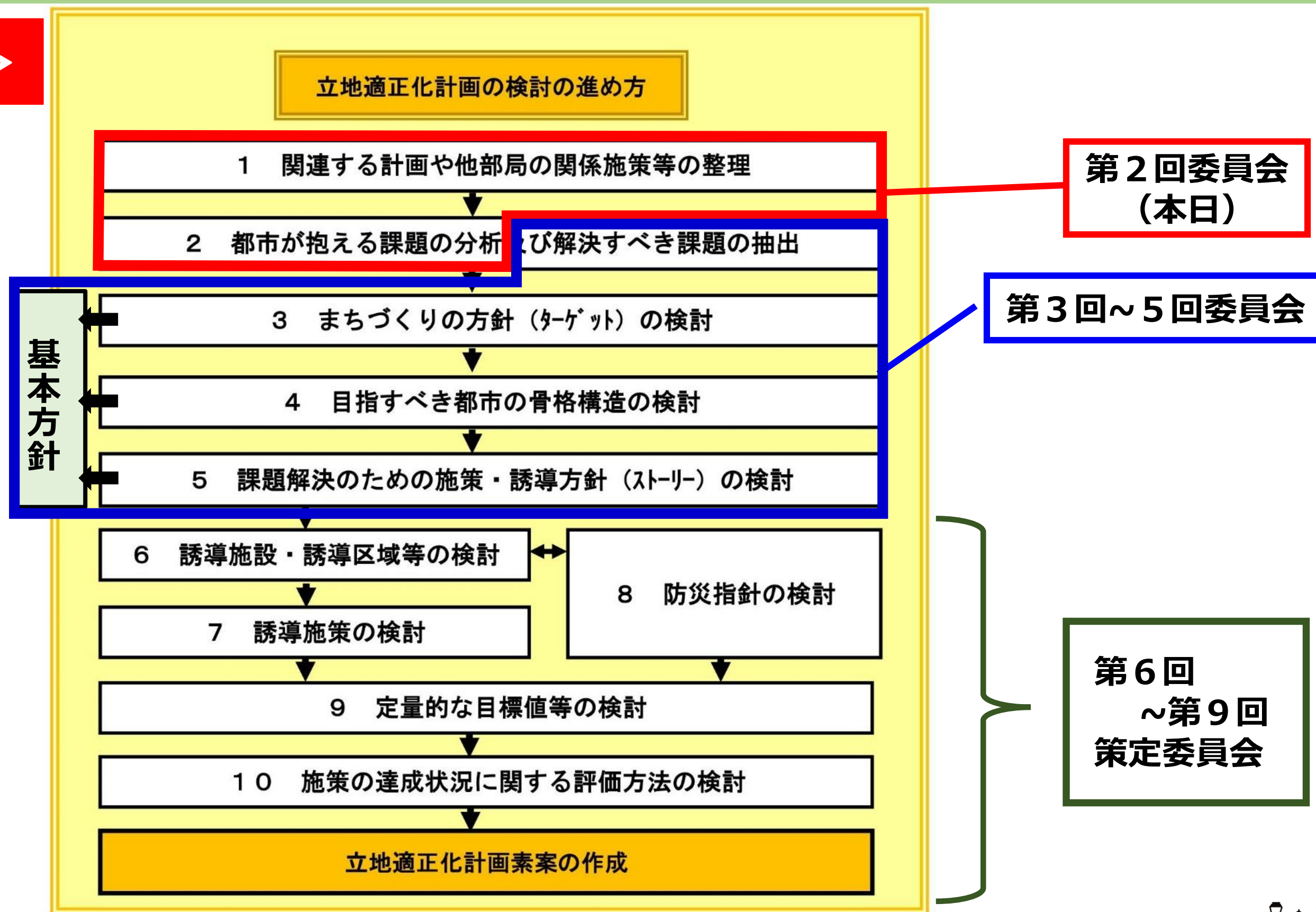
<変更前>

第1回策定委員会説明



(4) 検討の進め方の変更について

<変更後>





— 目 次 —

議題 1 計画の概要等 (p 1 ~)

- (1) 計画の概要について
- (2) 他都市事例について
- (3) 小樽市のまちづくりに関する市民アンケート調査について
- (4) 検討の進め方の変更について

議題 2 計画区域及び計画期間 (p 1 3 ~)

議題 3 関連する計画や他部局の関係施策等 (p 1 7 ~)

議題 4 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題 (p 1 9 ~)



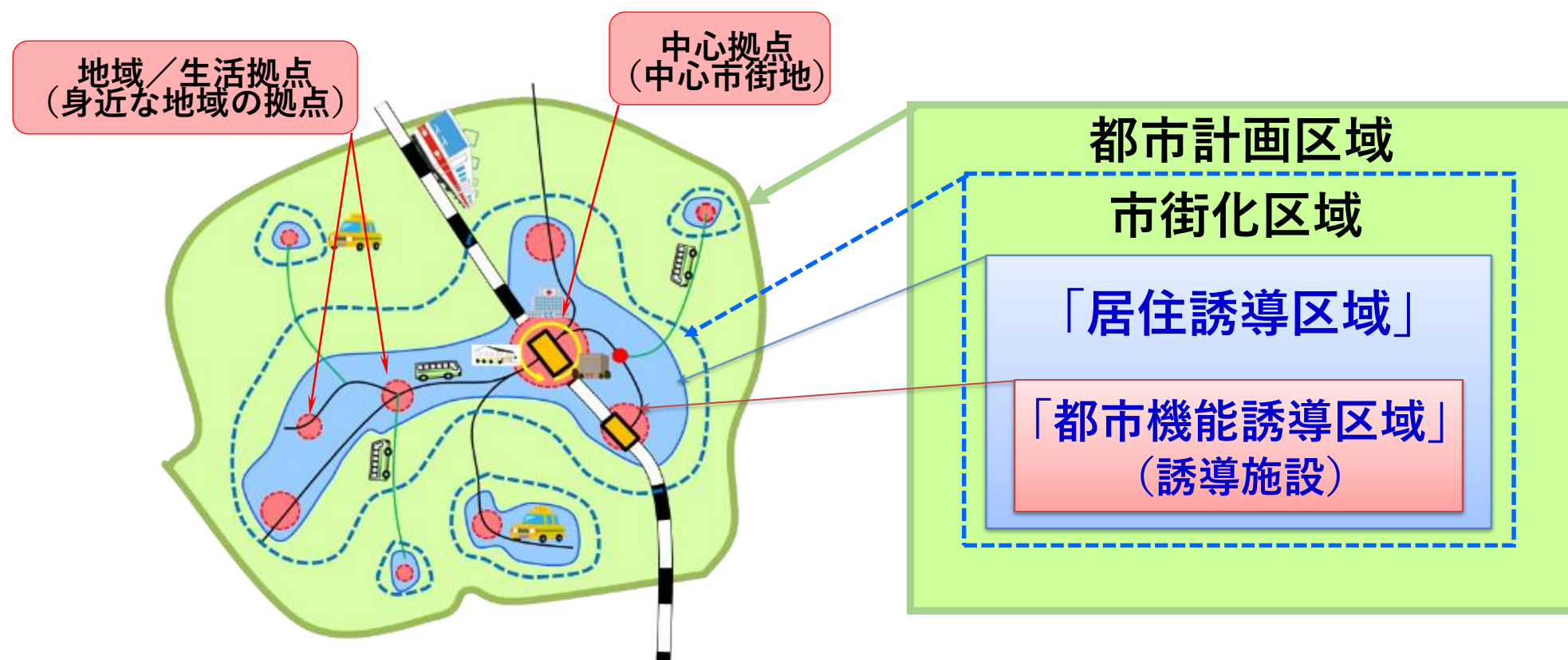
■ 計画区域及び計画期間

議題 2 計画区域及び計画期間

都市再生特別措置法第 8 1 条第 2 項

計画に記載する事項

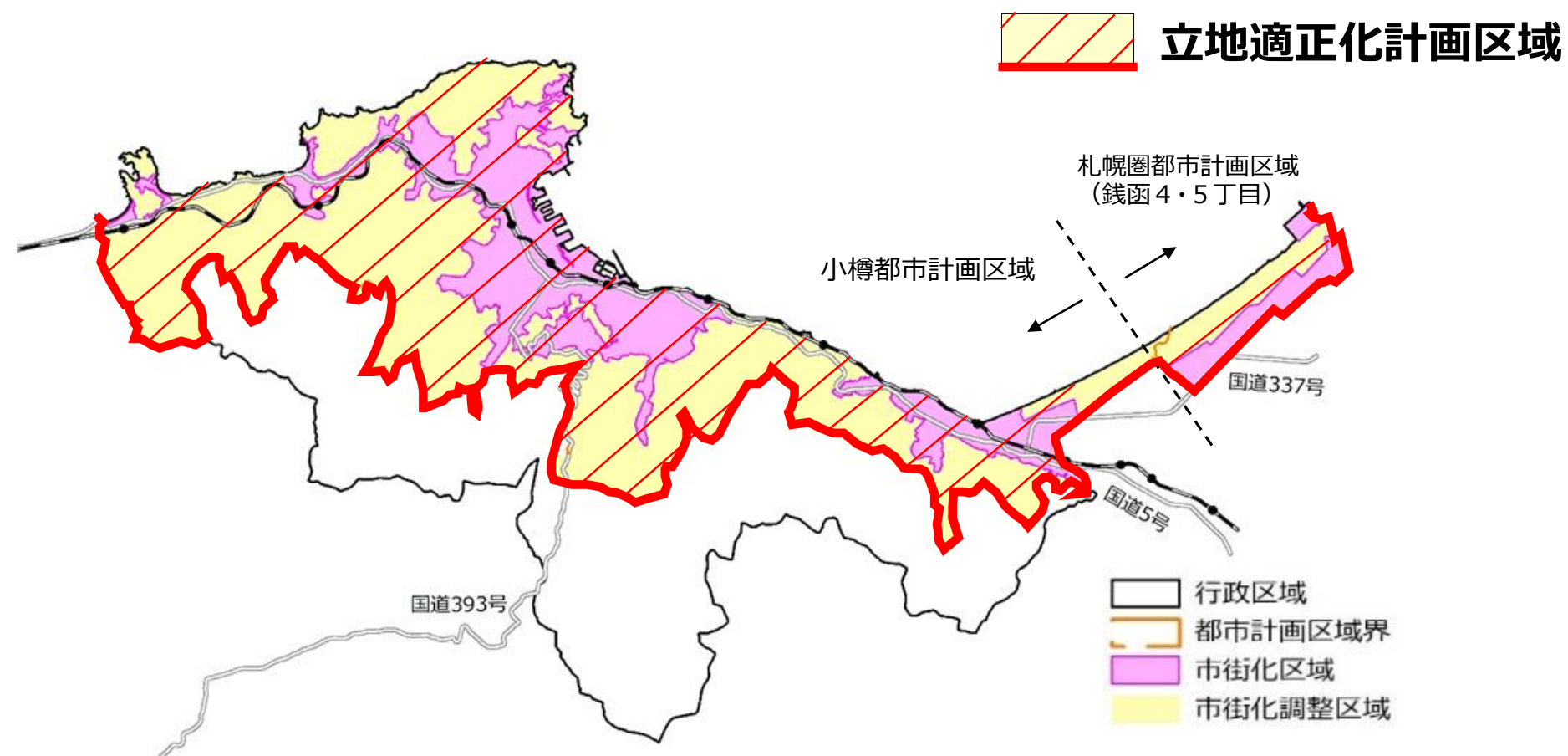
- ・ 立地適正化計画の区域
- ・ 立地適正化に関する基本的な方針
- ・ 居住誘導区域・誘導施策
- ・ 都市機能誘導区域・誘導施設・誘導施策
- ・ 防災指針
- ・ 定量的な目標・評価方法 など



「立地適正化計画」のイメージ図（出典：国土交通省ホームページ、立地適正化計画の手引き）

■ 計画区域及び計画期間

- ・ 立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本
- ・ 本市は、銭函4丁目及び5丁目を除く「小樽都市計画区域」と、銭函4丁目及び5丁目の「札幌圏都市計画区域」の2つの都市計画区域を有している。
- ・ このため、本計画では、以下に示す「小樽都市計画区域」と「札幌圏都市計画区域」を計画の区域としたい。



■ 計画区域及び計画期間

- ・法令により、都市計画マスタープランの一部として位置付けられる計画であることから、同計画の計画期間と合わせて、令和21（2039）年度までを計画期間としたい。
- ・また、中長期的な計画であることから、策定段階では想定していなかった社会経済状況の大きな変化や法令の改正のほか、総合計画や同計画の改定、その他関連する計画との整合を図る必要性が発生した場合などにおいては、見直しを行うこととしたい。

	R元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度	R18 年度	R19 年度	R20 年度	R21 年度	R22 年度
北海道			小樽都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 (令和3年度～12年度)										(次期計画)									
小樽市	第7次小樽市総合計画 (令和元年度～10年度)										(次期計画)											
	第2次小樽市都市計画マスタープラン (令和2年度～21年度) 小樽市立地適正化計画 (令和5年度～21年度)																					



— 目 次 —

議題 1 計画の概要等 (p 1 ~)

- (1) 計画の概要について
- (2) 他都市事例について
- (3) 小樽市のまちづくりに関する市民アンケート調査について
- (4) 検討の進め方の変更について

議題 2 計画区域及び計画期間 (p 1 3 ~)

議題 3 関連する計画や他部局の関係施策等 (p 1 7 ~)

議題 4 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題 (p 1 9 ~)







— 目 次 —

議題 1 計画の概要等 (p 1 ~)

- (1) 計画の概要について
- (2) 他都市事例について
- (3) 小樽市のまちづくりに関する市民アンケート調査について
- (4) 検討の進め方の変更について

議題 2 計画区域及び計画期間 (p 1 3 ~)

議題 3 関連する計画や他部局の関係施策等 (p 1 7 ~)

議題 4 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題 (p 1 9 ~)



